

# 川崎港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成31年1月

川崎港港湾管理者

川 崎 市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成26年 9月 川崎港港湾審議会
- ・平成26年11月 交通政策審議会第58回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成27年10月川崎港港湾審議会
- ・平成28年11月川崎港港湾審議会
- ・平成29年10月川崎港港湾審議会

の議を経た川崎港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

# 目 次

変更理由 .....	1
港湾施設の規模及び配置 .....	2
1 専用埠頭計画 .....	2

## 変更理由

浮島町地区において老朽化した施設を撤去するため、専用埠頭計画を変更する。

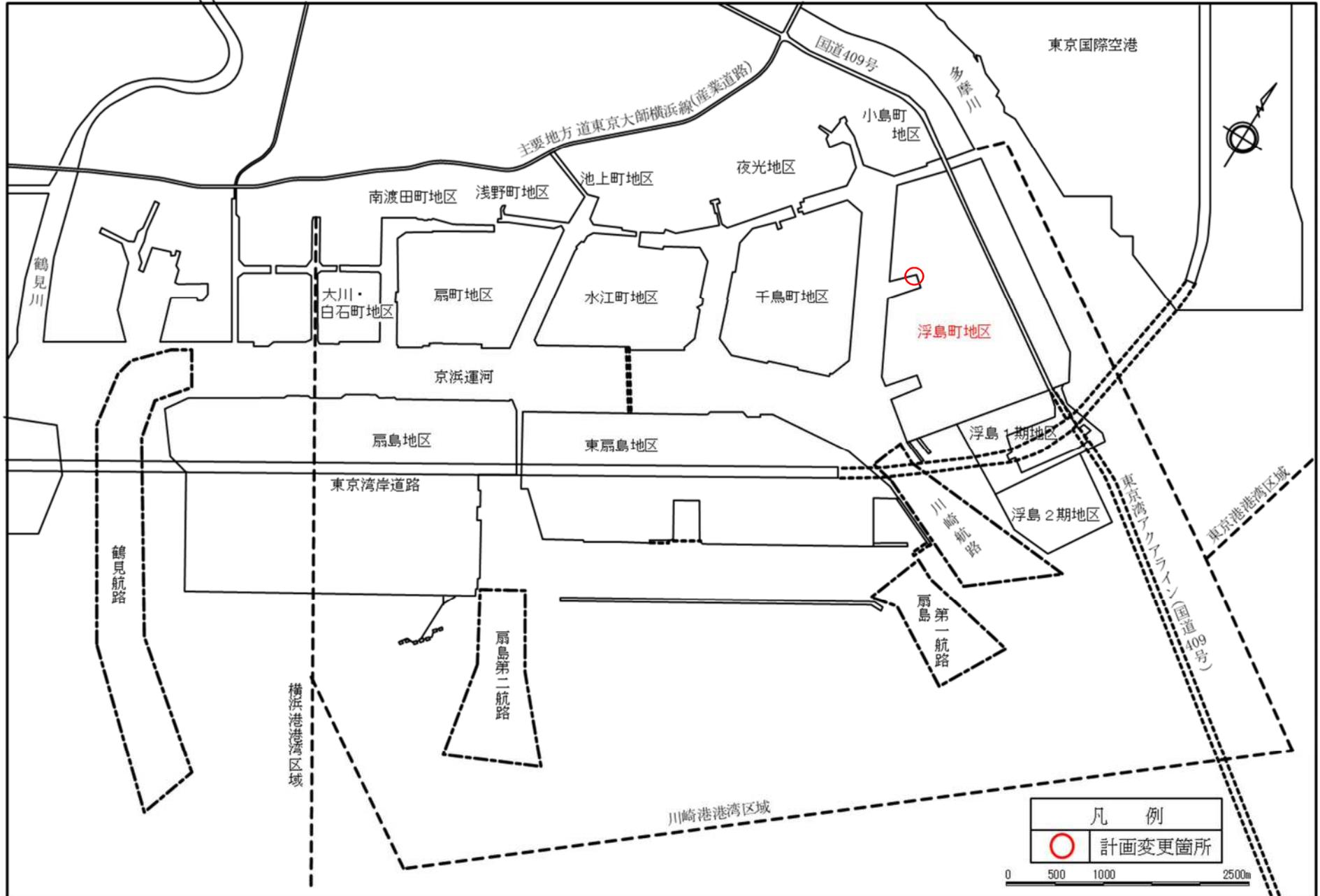
## 1 専用埠頭計画

### 1-1 浮島町地区

立地企業の要請に基づき、以下の施設を撤去する。

既設  
水深 3.5 m ドルフィン 1 バース

# 川崎港港湾計画位置図



# 川崎港港湾計画図（浮島町地区）

